

技 術 部 資 格 要 綱

| | | |
|----|-------|-------|
| 制定 | 2005年 | 4月1日 |
| 改定 | 2005年 | 11月1日 |
| 改定 | 2005年 | 12月1日 |
| 改定 | 2006年 | 4月1日 |
| 改定 | 2007年 | 12月1日 |
| 改定 | 2010年 | 7月1日 |
| 改定 | 2013年 | 4月1日 |
| 改定 | 2017年 | 4月1日 |

(目 的)

第1条 本要綱は、技術部が委託または発注する鉄道に関する工事および保守、調査等（以下「工事等」という）を行う際、工事等の責任者等に必要な資格の種類・その対象工種を定めるとともに、各資格に共通する取扱いを示し、資格制度を十分に機能させて、工事等に万全を期することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本要綱は、技術部が委託または発注する鉄道に関する工事等において、上記の目的を達成するため適用するものとする。

ただし、担当課長が認めた場合においては、この限りではない。

(一般資格の種類および対象業務)

第3条 資格の種類および対象業務は、次のとおりとする。

「施設部門」

- (1) 土木工事責任者資格：土木工事、塗装工事、建築・設備工事、調査業務等のそれぞれの責任者を務めるための資格
- (2) 軌道工事責任者資格：軌道工事、土木工事、塗装工事、調査業務等のそれぞれの責任者を務めるための資格
- (3) 列車監視員資格：列車監視を必要とする施設関係の工事、調査業務等における列車監視業務を務めるための資格
- (4) 踏切警戒員・資格：工所用渡線道等を使用する際の踏切警戒を必要とする工事における工所用渡線道の遮断桿操作業務を務めるための資格
- (5) 請負者等軌陸車及び軌道バイク運転者資格：軌陸車及び軌道バイクの運転者を務めるために必要な資格

「電気部門」

- (1)電気工事責任者資格：鉄道電気工事、塗装工事、調査業務等のそれぞれの責任者を務めるための資格
- (2)列車監視員資格：列車監視を必要とする電気関係の工事、調査業務等における列車監視業務を務めるための資格
- (3)電気作業用機械運転者資格：電気作業用機械の運転業務を努めるための資格

(社員に準じる資格の種類および対象業務)

第4条 社員に準じる資格の種類および対象業務は、次のとおりである。

「施設部門」

- (1) 土木工事監理責任者資格：土木関係工事、建築・設備関係工事の施行における施工監理業務、立会業務、線路閉鎖および停送電等を伴う工事のそれぞれの責任者を務めるための資格
- (2) 準土木工事監理責任者資格：土木関係工事、建築・設備関係工事の施行における施工監理業務、立会業務、停電を伴わない線路閉鎖工事のそれぞれの責任者を務めるための資格

「電気部門」

- (1) 電気設備保守作業責任者資格：鉄道電気設備保守業務（通信・信号・電路・変電・内線設備の一部）受託者が業務遂行に当たり、当社社員に準じた取扱いを可能とするために必要な資格
- (2) 電気設備保守作業責任者（補佐）資格：電気設備保守作業責任者を補佐するために必要な資格
- (3) 電気工事監理責任者資格：電気工事施工監理業務受託者が業務遂行に当たり、当社社員に準じた取扱いを可能とするために必要な資格
- (4) 特定電気工事責任者資格：電気工事の請負者が、当社社員の業務の一部（現場での作業安全の確保）を代行することを可能とするために必要な資格
- (5) 準特定電気工事責任者資格：特定電気工事責任者業務のうち列車運行に与える影響が少ない工事での業務を代行することを可能とするために必要な資格

「車両部門」

- (1)構内運転資格：西宮車庫、平井車庫、正雀車庫、桂車庫の車庫構内において車両入換運転業務を務めるための資格
- (2)営業線車両作業責任者資格：営業線での車両故障処置業務の遂行に必要な措置、ならびに各種手続きを直接または他の作業員に指示して行える責任者を務めるための資格
- (3)営業線車両作業資格：営業線車両作業責任者の指示により営業線での車両故障処置業務を務めるための資格
- (4)平井車庫 PTC 取扱責任者資格：平井車庫における PTC (Programming Traffic Control) 装置の取扱業務に必要な措置を直接または他の作業員に指示して、行なえる責任者を務めるための資格
- (5)平井車庫 PTC 取扱者資格：PTC (Programming Traffic Control) 取扱責任者の指示により取扱業務を務めるための資格
- (6)列車監視員資格：列車監視を必要とする車両関係の工事、調査業務等における列車監視業務を務めるための資格

(対象工事等における資格者の取扱い)

第5条 本要綱で規定する資格を必要とする工事等における資格者の取扱いは、別に定める。

(資格の取得方法)

第6条 資格の取得方法については、それぞれの資格取得取扱要領によるものとする。
ただし、技術部長が認めた者については、この限りではない。

以上